

職業能力開発促進法施行規則
の一部を改正する省令案
資料

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案概要(別表2・6)

職業訓練の標準的な内容(教科の内容や訓練時間数など)を規定している訓練基準について、近年の社会情勢や産業技術の革新の動向などを踏まえて、職業訓練内容の充実を図るため、訓練基準をより適切な内容に改めるもの。

今回の改正の対象は、普通職業訓練及び高度職業訓練のうち、以下の7訓練系**合計12訓練科**である。

【施行期日】平成31年4月1日

改正する訓練科(12科)

普通職業訓練

項番	訓練系	専攻科
1	印刷・製本系	製版科
2	化学系	化学分析科
3	化学系	公害検査科
4	塗装系	建築塗装科
5	デザイン系	広告美術科
6	デザイン系	工業デザイン科
7	デザイン系	商業デザイン科
8	理容・美容系	理容科
9	理容・美容系	美容科

9 訓練科

高度職業訓練

項番	訓練系	専攻科
1	電気・電子システム系	電子技術科
2	化学システム系	環境化学科
3	化学システム系	産業化学科

3 訓練科

☆「プリプレス」に関する「訓練内容」の充実強化を図るための教科目の分離

製版科の専攻学科「画像処理」の教科の内容である「プリプレス」について、「カラーマネジメント」や「色の補正」、「DTPの指定・設定」などの職業訓練内容の充実・強化を図るため、従来の「画像処理」から、新たに「プリプレス」を単独の教科目として分離・追加する。

☆「化学」に関する「訓練内容」の柔軟化を図るための教科目の統合(4科)

各訓練科共通の系基礎学科「物理化学」「無機化学」「分析化学」及び「有機化学」の各教科目の分野間に密接不可分な関係性があることから、訓練効果を高めるとともに、職業訓練内容の柔軟化を図るため、新たに教科名「化学」として、訓練時間や各教科内容を統合する。

☆「建築物塗装」に関する「実技訓練効果」を高めるための教科目の統合

建築塗装科の実技「建築物塗装実習」と「足場実習」の両実技について、建築物塗装における足場の設置から建築物との下地調整や調色、構築した足場を使った建築物の高所での塗装作業まで、一貫した実技訓練によって訓練効果を高めるため、新たに教科名「建築物塗装・足場実習」として、訓練時間や各教科内容を統合する。

☆「デジタルワーク」の「訓練内容」充実強化に伴う訓練時間の配分変更(3科)

「デジタルワーク」が主流となる中で、今後は「デザインソフト」をツールとして利活用したより実践的な訓練指導により、訓練効果を高めるとともに、職業訓練内容を充実強化させるため、従来の各訓練科共通の座学学科「コンピュータ概論」の訓練時間を振替え、新たに同ソフトの操作技能・技術習得のための実技「コンピュータ操作基本実習」を教科目として新設する。

☆「養成施設」省令改正に伴う教科目や訓練時間の改正(2科)

「理容師法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第39号)」の施行に伴い、改正後の「理容師」や「美容師」の養成施設指定規則に定められている教科目の名称変更や訓練時間に対応して、整合性を図る。

☆「教科名称」の文言修正(「デジタル」(改正前)→改正後:「デジタル」)

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案 概要(別表第11等)

特に不足している免許職種に係る職業訓練指導員(愛称:テクノインストラクター)の今後の継続的・安定的な確保に資するよう、当該免許職種におけるテクノインストラクター試験の受験対象を拡大し受験者数の増加を図る必要があることから、所要の制度追加・改正を行うもの。【施行期日】平成31年4月1日

また、平成31年度の改正対象は、テクノインストラクターの免許職種(全123職種)のうち「**介護サービス科**」とする。

テクノインストラクターの免許職種「介護サービス科」の受験資格及び免除資格対象の拡大

- テクノインストラクターが特に不足している「介護サービス科」の免許職種について、①近年の介護福祉士試験等の制度改正に対応した「**指導員試験**」の試験科目・内容の見直し、②「**介護福祉士**」などの資格保有者に対する**指導員試験の受験資格の付与**、③**指導員試験の一部が免除される資格を追加**し、今後のテクノインストラクターの安定的確保を図る。

(従来) 他の制度との連携は特になし

平成28年度	試験受験者数	免許交付件数
介護サービス科	0人	12件
(参考)全免許職種	2,565人	3,163件

(追加する資格(案))

介護福祉士、保健師、助産師、看護師、社会福祉士資格、他

今回追加する資格試験合格者数(上位5職種) (合計約19万人)

介護福祉士	看護師	社会福祉士	保健師	保育士
81,692人	54,705人	29,188人	12,693人	11,931人

省令改正による対応

① 指導員試験の試験科目の見直し (別表第11)

介護サービス科の従来の指導員試験の「試験科目」の教科の名称や学科科目を再分類して、近年の制度改正による「**介護福祉士試験**」などの**各種資格試験の科目・学科に対応**

② 受験資格対象者の拡大 (別表11の3)

介護サービス科の指導員試験の受験資格を有する者として、**新たに、保育士・保健師・助産師・看護師・准看護師・養護教諭の免許状を有する者・理学療法士・作業療法士・社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育教諭の資格を有する者を追加**

③ 試験の一部が免除される資格の追加 (別表11の3)

②の資格保有者が、介護サービス科の指導員試験を受験する際に、**当該資格保有に加えて、介護実務の経験を有している場合や介護実務者研修を修了している場合、「実技」や「関連学科」の試験の受験免除規定を追加**

その他：免許職種「理容科」及び「美容科」の改正(別表第11)

・「理容師法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第39号)」の施行に伴い、改正後の「理容師」や「美容師」の養成施設指定規則に定められている教科目の名称変更に対応。